

～ 労働者派遣事業許可申請のながれ ～

平成 27 年改正労働者派遣法の施行(平成 27 年 9 月 30 日)に伴い、特定労働者派遣事業と一般労働者派遣事業の区別が廃止され、労働者派遣事業を希望するすべての事業主は「労働者派遣事業」の許可を受けなければならないこととされました。

事業開始までは概ね以下の手続きを経る流れになりますので、時間的余裕をもってご準備されるようお願いいたします。



②事前相談の内容について

許可を得て派遣事業を行うためには、事業運営等において必要とされる一定の要件(許可要件)が定められていることから、この要件の内容や申請に必要な書類等について説明いたします。

なお、この要件は、福島労働局のホームページから入手できる「**労働者派遣事業を適正に運営するために -許可・更新等手続マニュアル-**」により確認できますので、事前にお目通しいただくことをお勧めします。

・**福島労働局ホームページ⇒「福島労働局 派遣」で検索**

※この案内をホームページからご覧になっている方は、上記マニュアルをダウンロードしてご活用いただけます。

- ・上記②の許可要件を考慮した事業所等の準備を行います。
- ・派遣元責任者講習会の日程等については、上記ホームページの「派遣元責任者講習の申込み(厚労省リンク)」よりご確認ください。
- ・定款、登記簿の事業目的に「労働者派遣事業」と記載されていない場合、追加していただくことが必要です。

ご希望により申請前の書類の事前チェックも行っております。
(FAX での依頼可)

申請書(様式第 1 号)には、収入印紙(12 万円 + 5 万 5 千円 × (派遣事業を行う事業所数 - 1))及び登録免許税(許可一件あたり 9 万円)の領収証を貼付します。

受理後、当局において申請書類の内容確認及び実地調査を行います。

その後厚生労働省の審査・確認、並びに労働政策審議会における意見聴取の手続きを経て、許可の可否が判断されます。

○各種お問合せ、事前相談のご予約はこちらへ ☎ **024-529-5746 (直通電話)**

福島労働局 職業安定部 需給調整事業室 ◆開庁時間 月～金 8:30～17:15

〒960-8021 福島県福島市霞町 1-46 福島合同庁舎 4 階

TEL : 024-529-5746 FAX : 024-536-4222